別記様式第3号(第8条関係)

年　　月　　日

空家等解体補助金交付申請書

雄武町長　様

申請者　　住　　所

　氏　　名

電話番号

　雄武町空家等解体補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1　事前調査結果通知番号及び結果通知年月日 | 雄建築　　　号　　　　年　　月　　日 |
| 2　補助対象物件の所在地 | 雄武町 |
| 3　所有者の氏名 |  |
| 4　用途の区分 | □専用住宅　□共同住宅　□長屋　□兼用住宅□その他（　　　　　　　　　　　　）延べ面積　　　　　　㎡　　　　構造 |
| 5　申請者と所有者の関係 | □本人　□相続関係者　□その他（　　　　　　　　） |
| 6　解体工事予定期間 | 着手　　　　　　年　　　　月　　　　日完了　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 7　解体工事施工者　(解体工事の建設業許可番号又は北海道知事の解体工事登録番号) | 住所会社名許可番号 |
| 8　法令順守 | □解体工事に関係する関係法令を遵守します。 |
| 9　他の補助金利用 | □なし |

※　交付申請書は、1月末日までに提出してください。

※　工事完了報告書は、申請年度の2月末日までに提出してください。

|  |
| --- |
| 本解体工事及び補助金の受領に関する紛争については、私が責任をもって解決し、町に対して一切の損害を与えないことを誓約します。　　　　　署名　　　　　　　　　　 |

※　署名とは手書きで自身の姓名を書き記すことを指し、印刷した姓名に押印することを含みません。

 (添付書類確認欄)

|  |
| --- |
| 添付書類一覧 |
| * **位置図**補助対象物件の場所に印をつけた住宅地図等
* **配置図**補助対象物件の配置や敷地の範囲・位置関係がわかる図面
* **納付状況確認書**住民票記載事項証明書（世帯分）掲載者全員の記名

雄武町町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則第4条　別記様式 |
| ●所有者等であることが確認できる書類* **申請者の住民票記載事項証明書（世帯分）**
* **登記事項証明書（現在事項）**登記されている空家等である場合、
* **現年度の固定資産税納税通知書**未登記の空家等である場合
* **被相続人（所有者）の戸籍謄本**当該所有者の相続人である場合
* 財産管理人その他これを管理すべきものである場合、そのことを示す書類
 |
| ●所有者等であることが確認できる書類の追加書類* **同意書**申請者以外の当該補助対象物件の相続人、又は他の所有権を有する者がいる場合※全員の同意書が必要
* **紛争等が生じた場合の誓約書**全員の同意を得ることが困難な場合、又は他の所有権を有する者の有無が不明の場合等
 |
| * **解体工事に係る工事見積書及び、内訳書の写し**

対象外経費を含む見積書及び、内訳書の場合、対象経費の明示が必要※家財道具、機械、車両等の動産処分費及び、修繕工事費は対象外* **解体工事の工程表**
* **建設業許可通知書**又は**解体工事業の登録通知の写し**
 |
| * その他町長が必要と認める書類
 |

※書面左側□は、申請者確認欄です。提出書類確認用に使用してください。

同意書

　私は、下記の申請者が、雄武町空家等解体補助金交付を受け、解体工事を行うことに同意します。

年　　　月　　　日

雄武町長　様

　・補助対象物件の所在地：雄武町

　・所有者の氏名：

　・申請者の住所：

　　　　　　氏名：

　・補助対象物件の共有者又は所有者の相続人の署名

　住所

氏名

　　住所

氏名

　住所

氏名

　　住所

氏名

※1　欄が不足する場合や遠方に居住している人間から同意を得る場合は、同様式を複数枚に分けた提出を認めます。

※2　欄が余る場合は、横線を引き追記署名できないようにしてください。

※3　署名とは手書きで自身の姓名を書き記すことを指し、印刷した姓名に押印することを含みません。

紛争等が生じた場合の誓約書

　私は、雄武町空家等解体補助金交付要綱第4条第1項第4号ただし書きの規定に基づき、本書を提出します。

　なお、補助対象物件の解体工事にあたり、利害関係人との間において紛争等が生じた場合には、自己の責任において全て解決し、雄武町に対して一切の損害を与えないことを誓約し署名します。

年　　　月　　　日

雄武町長　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

・補助対象物件の所在地：雄武町

1　同意を得ることが困難な者の氏名及び関係(続柄)等

2　同意を得ることが困難な理由等

※　署名とは手書きで自身の姓名を書き記すことを指し、印刷した姓名に押印することを含みません。